

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和5年8月28日 午前10時00分 開 会

出 席 委 員

委員長	矢 口 龍 人
副委員長	櫻 井 繁 行
委員	佐 藤 文 雄
委員	岡 崎 勉
委員	来 栖 丈 治
委員	設 楽 健 夫
委員	小 倉 博
委員	櫻 井 健 一
委員	鈴 木 貞 行
委員	服 部 栄 一
委員	石 澤 正 広
委員	鈴 木 更 司
委員	塚 本 直 樹
委員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
副 市 長	飯 塚 一 政
市長公室長	横 田 茂
秘書広報課長	加 藤 洋 一

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 局 長	金 子 俊 文
局長補佐	谷 中 博 文
係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和5年8月28日（月曜日）午前10時00分 開 会

1. 開 会
2. 弁護士の紹介
3. 事 件
 - (1) 本件に係る執行部からの説明
 - (2) 次回委員会での証人尋問（参考人招致）について
 - (3) 提出を求める記録について
 - (4) その他
4. 閉 会

開 会 午前10時00分

○矢口龍人委員長

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関する久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり、傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時01分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時02分]

初めに、書記を指名いたします。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議式次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、2、弁護士の紹介をいたします。

前回の委員会でご承認いただきました大川隆司弁護士につきましては、本委員会運営に当たって法的助言をいただくほか、本委員会中にも立ち会っていただき、法的助言を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、委員会運営要領及び今後の委員会開催計画並びに前回の委員会の会議録等につきましてはお目通しいただき、ご承認、ご了解いただきましたので、報告いたします。

それでは、ここでご紹介をさせていただきます。

神奈川県弁護士会所属、大川隆司弁護士です。前回の委員会でご承認いただきました疑義等を踏まえ、ご意見等も賜れば幸いです。よろしく願いいたします。

○大川隆司弁護士

今ご紹介いただきました弁護士の大川と申します。

前回話題になりましたけれども、年齢は83歳で、相応に年を取っておりますけれども、体力、気力はあるつもりなので、よろしく願いいたします。

私の住んでおります神奈川県でも、例えば近年ですと相模原市などで百条委員会を立ち上げて、新聞などで大きな話題になったことがございます。私自身は、百条委員会の内側でお手伝いをしたという経験は率直に言ってございませんが、弁護士として相応に百条委員会、地方自治法の問題に関心を持っておりまして、必要に応じてアドバイスをさせていただきたいと思っております。

前回、会議録を拝見しまして、一番大きなテーマかなと思ったのは、問題の署名簿が取り下げられた後、この百条委員会を開く意味が果たしてあるのかというようなご議論があった、というふうに拝見しました。僭越ですけれども、その点について私のほうから2点、意見を申し上げたいと思っております。

この種の署名簿が取り下げられますと、率直に言って検察、警察が刑事事件として取り扱うということは恐ろしくなろうと思っておりますけれども、取り下げても問題の署名簿に偽造があれば、私文書偽造という犯罪そのものは消えてなくなるわけですね。刑法では、文書を作るという犯罪と、それを行使するという犯罪と2つ別々に類型を分けて構成されておまして、行使そのものは諦めたけれども、作ったという事実は残るということもあります。したがって、取り下げた、刑事事件になるおそれなくなったからよろしいということには、簡単には言えないんじゃないかと思っております。

この点については、百条委員会の任務というのは、過去のことについてけじめをつけるということだけじゃなくて、将来、同種のことの再発を防止するための策を審議すると、そういう課題もあると思っておりますので、前回、設楽委員のご発言にありましたように、この百条委員会の設置というのは、政治活動とか一般市民活動をやっていく上での重要な規範がつけられていく委員会である、というふうな表現がありました。まさにそのとおりだと思います。そういう意味で、刑事事件として検察、警察が立件をおそれくしないだろうということになったから、議会としてこの種の問題を審議しなくてもいいということには必ずしもならない、ということが第1点でございます。

それからもう1点は、問題の署名簿の原本が、提出したご本人のほうに返されちゃったと。その状態で委員会というのは機能するのかという意味の疑問でもあるかと思っておりますけれども、これは問題ありませんので、百条委員会というのは、署名の原本を、必要となれば、今持っている人に提出を請求することができるわけです。コピーではなくて、原本を審査する必要があるということになりますれば、原本を持っている人に提出を求めると。この提出については、提出しなければ罰則の裏づけがありますから、提出請求ということは法的拘束力があるわけです。そういう権限があるので、原本が目の前になくなっちゃったから審議は駄目だよということもないわけです。

いずれにしても前回の最後のほうの設楽委員のご発言にあったように、現状でもこの問題に取り組む意味がありますし、必要となれば、委員会はその権限を発動することもできると、そういうふうに助言させていただきたいと思っております。

今の点に限らず、もし必要があれば、ご喚問いただければ、随時、私なりの意見を申し上げます。つもりでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ここで、協議に入ります前に、法的問題につきまして質疑の時間を取りたいと思っておりますので、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

8月8日付の請求の資料の2のところ、個人に関する情報であり、氏名の記述により特定の個人を識別することができるものとありますと、かすみがうら市情報公開条例第9条第1項2号、または公にすることにより特定の者に不利益を及ぼすおそれがある情報であります。そのため公開できないもの

となります、というふうに書いてあるんですが、これは百条委員会のいわゆる強制力との関係はどうかということなんですけれども、どのように判断すればいいのか教えていただけますか。

○大川隆司弁護士

この点については、資料をお送りいただいたときに議会事務局宛てに私の意見をメールでお送りして、お手元に今、配付されてございませんでしょうか。まだですか。では取りあえず口頭で申し上げます。

結論から申しますと、署名の写しが公開できない理由として、市長公室のほうで説明されている情報公開条例を引用されていますが、これは間違いだと思います。情報公開条例というのは、一般市民が市に対して公文書の公開を求めたときに拒否できる理由はこれだけあるよ、ということの規定したもので、その関係では、確かに、個人情報に当たるものは非公開情報として公開を拒否することができるということがございます。しかし、今回は市民と市との関係の問題じゃなくて、市の機関相互の問題ですね。市長という機関と市議会という別の機関の中で、市長が把握している個人情報を別の機関である市議会のほうに提供してよろしいかどうかという問題なので、情報公開条例はこの際、関係ございません。

そうではなくて、個人情報保護法のルールというものが関係してくるわけでございます。個人情報保護というのは大事な課題でありまして、特定の市の機関が把握した個人情報を無条件にほかの機関に渡してよろしいということはないので、原則は禁止されております。しかし、情報の提供を受けるほうの機関が法令に基づく義務を行う場合であって、しかも当該情報を利用することについて相当な理由があると。こういう場合には提供を認めているというので、これが適用されると思います。

百条委員会というのは、ご承知のように地方自治法第100条に基づく、法令に基づく事務をするということでございまして、この委員会のタイトルにもあるように、私文書偽造の疑いがあるかどうかということの解明していくということなので、問題の文書そのものを資料として審査する必要は当然あると思います。したがって、情報公開条例ではなくて、個人情報保護法のルールからいくと、百条委員会のほうが市長部局に対して審査のために、審議のために必要だからと求めた資料の一環として提出義務があると。先ほども申しましたように、委員会のほうが請求した文書に対して提出しないということに対しては、罰則の裏づけもあるので、これはやはり出せないよという、そういうご意見には問題があるだろうと。情報公開条例を引用すれば済むということではないだろうというのが私の意見であります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、資料2は適当でないということで、百条委員会の規定に基づいて資料は請求して、それを執行部のほうは応える必要があるというふうに理解すればいいんでしょうけれども、この前、審査したときに、8月2日の議会事務局で出された説明の中に、2ページのところで、丸く四角に囲まれた④というところがあるんです。議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において云々かんぬんとなっていて、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言、または記録の提出を請求することができないというふうに言っているんですが、これと今、先生がおっしゃったのはどういうふうに理解すればいいのかな、この④の点について。教えていただけませんか。分かりますか。

○大川隆司弁護士

今、引用されたのは、ただいまの問題と直接関係ないと思います。佐藤委員が引用されたのは、例えば証人がある役所に所属している人の場合、個人として軽々に証言していいということではなくて、役所そのものの許可が要るというような類の問題なんです。市長が、ご自分が管理している文書を提出することについての判断権は市長自身にあるわけですから、別に第三者の許可というのは要りません。

今の引用された条文と、今回、議会が請求した文書を市長が出すか出さないかという問題とは直接関係ない。市長ご自身がどこかの許可を得る必要はないということです。

○佐藤文雄委員

市長の判断ということになるんですか。

○大川隆司弁護士

そうです。判断権者は市長以外にもっと上に別にあるわけではなくて、市長ご自身が判断権者であるということになります。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、次の議題に移ります。

これより執行部の入場を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時16分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時19分]

それでは、(1)本件に係る執行部からの説明を議題といたします。

説明を求めます。

○市長(宮嶋 謙君)

担当部局より説明させていただきます。

○秘書広報課長(加藤洋一君)

それでは、提出いたしました資料のご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料1から6となっております。

まず、資料1についてですが、5月23日付で代表者である田代様から、複合交流拠点施設整備を当初の計画どおりに進めることを求める要望書が提出をされまして、その写しとなっております。

なお、書面の写しにつきましては、原本をお返ししていることや、また、特定の個人を識別することができるものであり、さらに、公にすることで特定の者に不利益を及ぼすおそれがあること、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、公開は差し控えさせていただければと思います。

次に、資料2についてですが、6月6日付で複合交流拠点施設整備を当初の計画どおり進めることを求める要望書の追加分が提出され、その写しとなっております。署名の写しについては、ただいまご説明した内容と同様でございます。

次に、資料3ですが、今回ご署名をいただいた方々に「複合交流拠点施設整備を当初の計画どおり進めることを求める要望書に係る回答について」という文書を出させていただいており、その写しとなっております。内容については、市の将来を真剣に考えていただいていることや大きな期待を寄せていただいていることに感謝するとともに、引き続きご協力をいただきたい旨の内容となっております。

次に、資料4ですが、回答をお送りした方々から問合せ、あるいは意見等を取りまとめたものでございまして、「家族が勝手に署名をした」、「署名の話があり断ったが、署名されていた」、「署名自体、身に覚えがない」、「広報誌に回答を郵送したことを掲載すべきだ」、「子育て中であり、公園を希望する」などの声がございました。

次に、資料5についてですが、6月18日付で代表の田代様から、市民の皆様にご迷惑をおかけ

することになってしまうと思い、今回の取下げに至りましたという内容の取下げ書が提出され、その写しとなってございます。

最後に、資料6についてですが、取下げ書を受けまして、要望書を返却した際、田代様に署名をしていただいた受領書の写しでございます。

説明は以上でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、情報公開条例の問題と今回の百条委員会の関係について、大川弁護士に問合せをしましたら、これは間違いだと。やはりきちっとこの分は、請求したものを提出するべきだという答えがあったんですが、いかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

一度提出をされておりました要望書が取下げという形になってございます。そういった状況を十分に勘案する必要があると考えてございます。我々といたしましても、この署名簿の写しを保管しているという、こういう事態につきましては、私どもも回答書という形で一定の予算を支出してございますので、その裏資料ということで保管をしていると、そういう状況になってございます。ですから、今回このような、こういう趣旨のものとしては、提出は差し控えたいということでございます。

○佐藤文雄委員

質問に答えていないよ。この条例と百条委員会の関係は、百条委員会のほうがいわゆる上位ということなんです。その資料請求を断る理由はないということなんです。あくまでも個人情報云々かんぬんは一般のことであって、こういう、今、大きな疑惑に関する問題ですから、積極的に提出をすると、保管しているというんですから。私たちはそれなりの守秘義務を持っていますから、これを公にするわけじゃないんですよ。ここで疑惑を解明するというのが私たちの任務ですから、それに協力をしなければ、執行部は何やってるんだという批判が出てくると思いますよ。ちゃんと答えてよ。

[櫻井健一委員 入室]

○市長（宮嶋 謙君）

取り下げられた要望書面でございますので、市といたしましては、現状は、そもそも要望がもうない状況に戻っているということでございますので、ご提出はできないという考えでございます。

○佐藤文雄委員

堂々巡りになってしまうんですが、今、前回の8月2日にも、取り下げたので、今後の問題はどうかんだというね、岡崎委員と石澤委員からも出されたんですよ。しかし、これはもう立ち上がったわけですよ。その後の取下げですから、疑惑はもう皆さん、大きな問題になって、分かっているんですよ、市民は。取り下げたら終わりだと、委員長が言ったけれども。会議録にはないと思いますが、一旦盗んで、ああやばいと、じゃ返せばいいと、こんな話になったら、何のための百条委員会を立ち上げたのかということになってしまうので、それは成り立たないというふうに思うんですよ。いかがですか。

○市長（宮嶋 謙君）

署名簿の内容については、まずは取り下げられた署名簿は、おそらく田代代表の下にあると思いますので、そちらに提出を求められたらいかがかな、ということが1つと、泥棒のお話でございますが、その例え話に乗りますと、被害を受けたところが被害届を下げたら、もう事件はどうなるんでしょうか。

市としましては、要望を受けていないというような状況に戻ったわけでございますので、誰がどういう要望をしたかということを変更してお話しする立場にはないという姿勢でございます。

○佐藤文雄委員

例が悪かったと思います、泥棒の問題はね。今、先生もおっしゃいましたけれども、いわゆる刑事事件にはならなかったと、取り下げたということですね。ただ、私文書偽造というのは残るわけですよ。これを私たちは明らかにしなくちゃいけないという立場なんですよ。保管されているというわけですから、これは執行部のほうで積極的に協力をしなきゃいけないんじゃないですかということなんですよ。田代表に請求すればいいんじゃないかと、これは田代表にも請求いたしますよ。鈴木更司委員が田代表に請求したらどうかということをおっしゃっていましたので、これは当然やらなきゃいけないことだと思いますが。そういう意味で、例えの問題ではなくて、刑事事件ではなくなったんだけど、偽造というのは私文書偽造なんですよ。そして、それに基づいて市長がもらった要望書を見ると、極めて字体がね、同じような字体だったりしているからおかしいんじゃないかということで一人一人に市の予算を使って郵送したんじゃないですか。これはかなりの時間と、それから費用が、40万円というふうに想定されていますが、そういうことになっているわけですよ。それに対する答えとしては、非常に、弱いと思います。どうですか。

○市長（宮嶋 謙君）

私文書偽造であるというお話でございますので、もし偽造されたご本人からの訴えがあれば、それはそのようなお取扱いになろうかと思いますが、市が名前を使われた方の代表になる立場には、今のところないということが1点。それから、お返事を出すなどの支出がございましたので、それなりに市といたしましても税金を使わせていただいたわけでございますが、偽造の内容云々よりも、市民の皆さんとの意思の疎通に使わせていただいたというような考えでおりますので、決して無駄なお金ではなかったというふうに今は捉えております。

○佐藤文雄委員

時間がかかっちゃう、堂々巡りになっていると思うんだけど、これ、私も緊急質問しましたけれども、そのとき、本人の問題だと、本人が告訴というか、損害賠償というか、それをやるかどうかというのは本人の問題だというふうなことをおっしゃったと思うんです。そのことを言っているわけじゃないんですよ。私文書偽造になったということの事実は残っているわけですよ。これを明らかにしなくちゃいけないというふうに言っているんですよ、何回も。

その支出については無駄じゃなかった、別に無駄だと思わないですよ。一人一人に回答をしたということ自体は、なぜそういうふうにしたのかというのは、やはりおかしいなと思ったわけでしょう。自分の支持している人でも、名前があると。どこまでこれが本当なのかということも明らかにしたいという気持ちがあったかどうか、それは分かりませんが、それは、後で質問しますけれども。そういう私文書偽造の事実が残っているわけですよ。だから、刑事事件ではなくなっても、この百条委員会で果たす役割は、どうしてもこれを解明しなくちゃいけないというところ、この1点なんですよ。そういう点での協力を求めているということなんですよ。あまりあちらこちら言わないでよ。どうですか。

○市長（宮嶋 謙君）

繰り返しになりますが、私文書偽造であれば、偽造された方が訴えるのが本筋じゃないかと。もちろんこの百条委員会に行政として全面的にご協力させていただく姿勢は変わりございません。

○櫻井繁行副委員長

先ほど佐藤委員の質問と執行部側からの答弁を聞いていても、正直いうとずっと堂々巡りになってい

て、今後の百条委員会を進めていく中でも、これはどういうふうにとりしどころをつけていくのかなというのが、今聞いていて非常に懸念されるどころだったと思うんです。

そういった中で、私の意見としては、たしか第2回の定例会の佐藤議員の緊急質問の中で、こういった案件、疑念があるというか、久松公生議員の署名活動に関して疑念のあるような事案が発生したということが明らかに、正直なりましたよね。そこで、会議録を私のほうでまだ確認していないんですけども、市長が問い合わせたか、もしくは市長のほうに電話があったということで、知人というか、知り合いの方から署名はしないと、久松公生議員が言ってきたが、署名はできないと断ったにもかかわらず署名をされていた。すなわち、私はしていない、だから、久松公生議員がしたものだろうと、そういった疑念があったわけですよ。

先ほどこの情報公開条例と百条委員会と、どっちが重きがあるのかという話の中で、大川弁護士のほうからは、我々のほうに強制力があるんじゃないかというお話もありましたけれども、市は市としてのもちろん言い分もあると思います。そういった中で、私の案としては、これは久松公生議員が書いているのか書いていないのかということだと思いますので、市長のほうのお知り合いの方の署名のところだけでも提出というか、個人情報はいいかもかもしれません、名前だけ見れば筆跡鑑定はできると思いますので、そういった形で書いたか書かないかを1点に絞ってやっていって、これは来年の3月までというような予算を取っていて、市民の大事な税金を150万円近い支出をさせて、最終的にやるような百条委員会になっていますけれども、早ければ早いだけけりがつく、着地点を見つけるのって非常にいいことだと思うんです。そういったところを考えると、歩み寄るような方向性はいかがですかね。逆に。

○市長（宮嶋 謙君）

要望書の中の署名の部分につきましては、先ほど来お話ししていますように、市から情報を何らか開示する考えはございません。

○櫻井繁行副委員長

これは例えばなんですけども、事の発端は緊急質問から始まっていることであって、たしかその中でも市長のほうから、2,000名近い署名に偽造というか、そういった疑いがあるというお話もあったんですけども、その根拠というか、そのとき発言したエビデンスというのは何かあったんですかね。

○市長（宮嶋 謙君）

緊急質問でお答えした内容については、お答えしたとおりでございますので、それをご確認いただければと思います。

○櫻井繁行副委員長

確認いただきたいということですが、せっかく百条委員会をこういうふうにして行っていますので、その2,000名の根拠というのを簡単でもいいのでご説明いただきたいと思うんですが。

○市長（宮嶋 謙君）

署名簿の内容については、もう取り下げられましたので、お答えいたしません。

○櫻井繁行副委員長

これも堂々巡りになってしまうんですよ。そもそも論の話になっちゃいますけれども、だから、私は百条委員会は必要ないだろうということで反対討論していた。

[「それはなし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

まあまあ、そういう話になっちゃうんですよ、これ。だって、どういうふうな落としどころをつける、全然執行部に対しては協力的な態度も得られない、物的証拠はない、署名は取り下げている、そういつ

た中で、我々市議会議員がこうして14名も集まってですね、これを問いただすために全精力を使ってやることか否かというのは、執行部の意見としてはいいですよ、それが答えとして受け止めますけれども、各々しっかり判断していかないと、これをずっと我々が市議会議員として関わっていくというのは、ある程度もう着地点を見つけて、もっともっとかすみがうら市をよくするために我々は働かなきゃいけませんから、そういった意味合いを込めて今後この百条委員会が進んでいくことを望ませていただきますが、一度閉じさせていたいただきたいと思います。

○設楽健夫委員

先ほど弁護士からもお話を受けましたけれども、今回のこの百条委員会立ち上げに当たって、緊急質問があった。その後、署名簿が取り下げられたという段階で、刑事事件としての要素そのものについてはなくなったか、非常に薄くなった。私文書偽造については、問題は、この私文書が偽造されたかどうかということについては、これはこの委員会で解明しなければならない課題として私も考えていますけれども、この私文書偽造は、ここにいる委員の方々も含めて、あってはならない行為としてね、あるいは私文書偽造を推進する側に、そういう側に立ってはいけないという、これからの市政運営の中での重要な規範をつくっていく、そういう委員会だというふうに私は思っています。

それで、今回の私文書偽造については、作るということと、それを行使するという2つのジャンルに分けられる。2番目の行使するということについては、取下げによって、それが存在しなくなってきているというような説明がありました。ただし、原本が返却された段階においても、百条委員会は、その請求をすることができる。

私のほうの質問の本題に入りますけれども、この中で、新聞報道にも、田代代表は家族の名前を書いたということもあるということも報道されていると。市長のほうから出されてきている資料4については、具体的に家族が勝手に署名したものと、るる述べられています。私は、この点については、今後、あってはならないことということの一つの事例を明らかにしていく、実際の事実として、ここに出ていますから、この署名に記載のあった方から届いた声、これについてのエビデンスについては、ぜひこちらに、この百条委員会のところに提出をしていただきたいというふうに思います。

○市長（宮嶋 謙君）

先ほど来お話ししておりますが、署名簿提出の代表者の方に質問していただくのがよろしいかと思えます。

○矢口龍人委員長

今のは質問の答えと違いますね。田代代表への話でなくて、資料に対して、この資料4に対する、市長に、原本のエビデンスをきちっと委員会に提出していただけますかという質問だと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

署名簿の内容と同じ取扱いになるというふうに考えております。

○矢口龍人委員長

それはね、少し違うと私も思います。例えばですね、市のほうから署名簿の中に署名した人間に対して送ったと。送ったものに対して返ってきたと、返答ということに関しては、これはきちっともう公文書でありますので、これを、例えば署名自体、身に覚えがないという方が39名いるというのであれば、当然この人たちの住所氏名を明らかにしても、何ら個人情報にも何もあれしないと思うんですよね。また、この百条委員会の中にね、参考資料として出すことに対しては、全然問題ないと思うんですけれども、問題あるんですか。

○市長（宮嶋 謙君）

提出された署名簿の中に入っていた方の情報でございますので、扱いとしては同じにしたいというふうに考えております。

○設楽健夫委員

署名に記載のある方から届いた声、これは、その他というふうに分かれています。内容は細かく記載されていますけれども、ここに記載のある方から届いた声が、例えば家族が勝手に署名したのが12名とか、あるいは署名の話はあり、断ったが署名されている、2名とか、これは具体的なエビデンスがあつてこういうふうになっているんだというふうに思いますけれども、署名のこの概要について、家族が勝手に署名したものが12名あると。これは裁判とかそういうのになった場合には、エビデンスそのものは提出しなければなりませんから、百条委員会の中で、ここでは私文書偽造があつたのかどうかということが一番の解明しなければならない課題でありますから、そこに誰が関与したのかというのがそれについて回る課題だというふうに思うんですね。そういう意味では、この家族が勝手に署名したの、それから、署名自体身に覚えがない、この点についてね、どういうふうに、あるいは確認しているのか。そして、そのエビデンスは、例えばこういうふうに、保管なら保管されているということの報告があつてしかるべきだというふうに思いますけれども、それはいかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

今、委員のほうからおっしゃられた点につきましては、この資料4に記載の事情につきましては、回答書を送ったことに反応いただいて、声を寄せていただいたというものを記録しただけでございまして、その先、署名自体がどういう事情でそういうふうに判断したのかというようなことをことさら詳しく調査したわけではありません。そういう声をいただいたということの記録をしているだけでございまして、この資料のとおりでございます。

○設楽健夫委員

この1、2、3というふうにありますけれども、この点について、実際に署名した覚えがない、あるいは家族で署名してしまったという内容の返信、あるいは会話があつたと。その先のエビデンスについては、おそらく返してしまったという後のこの証拠の分析については、保管してあるとは思われますけれども、公文書として保管してあるのかどうかは、私は分かりませんが、そのことについての検証は、百条委員会としては求めたいと思いますけれども、いかがですか。

○矢口龍人委員長

とにかく執行部は、しっかりと百条委員会の要求に応えていただきたいというのが私の思いです。

○市長公室長（横田 茂君）

何度も繰り返すになってしまいますけれども、回答書をお送りした後、その反応といたしまして、ご連絡いただいた事情につきましても、これは署名自体と同じという取扱いだと、先ほど市長のほうから申し上げさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○櫻井繁行副委員長

これは市長公室長、回答書という形で5,221名の方に市として今後も市政運営にご協力いただきたいというお話をし、その下に、身に覚えのない方はお問合せくださいと、その一文が効いているのか分かりませんが、この届いた声、53名の方からは、私は少なからず署名をしていないよという声が上がっていますよね。これは、電話でいただいたのか、メールなのか、郵送なのか分かりませんが、どういった形でいただいているのか、この方々の何ていうんですか、名前というか、そういったものは、53名把握をしているのか、まずお伺ひします。

○市長公室長（横田 茂君）

匿名をご希望されている方もいらっしゃると思いますので、その部分も含めてその人数ということでございます。

それで、櫻井繁行副委員長のほうから先ほど何か私文書偽造の疑いを確認するために回答書を送られたような、そういう感じもご指摘いただいたようなことがあるようでございますけれども、我々執行部としましてはそういうことではありませんので、近々に、ご要望の内容とは全く違う方向性をご説明するような準備もしていた段階ということと、あと、署名自体を、これは住基システムとかで確認をしているわけではございません。ですから、これが本当に正しいかどうかというようなことは、確認はしません。

それで、これを基に回答書を送付させていただいておりますので、全く違うという可能性もあるだろうという、そういう推察をしながら事務を行ってきたということで、最後の一文を入れさせていただいているということでございますので、その点につきましてはご理解いただければと思います。

○佐藤文雄委員

緊急質問の会議録は皆さん、見ていらっしゃるでしょうか。まだ届いていないんですか。議会事務局のほう、会議録ってどうか、皆さんに出していませんか。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前10時54分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時05分]

○佐藤文雄委員

今、会議録が行っていると思うんですが、この6ページから7ページにわたって私が質問をして、市長が答えているんですね、一人一人に郵送したと。そうしたら、私は署名していないという方がいらっしゃったと。その上では、自分と同じ住所、同じ名字で、下の名前が存在しない名前があったと、電話が多数ございましたと言っているわけですよ。だから、署名した覚えがないと、全て署名が自ら書いたものでないということですかと。そうしたら、正式に筆跡鑑定したわけではないんですが、正確とは言えないかもしれませんが、ざっと数を当たった、当たったわけでしょう。同じ筆跡で名前を書き連ねたようなものの署名なのですね。いわゆる本人によらない署名、これが2,000筆以上ありましたって市長が答えているんですよ。だから、新聞にも載っているわけでしょう。

それで、その後いろいろ書いてありますが、これだけの問題を、発言を、緊急質問をした上で、今回の百条委員会の調査を立ち上げたわけですよ。ですから、今、設楽委員が言ったように資料4、これは、とにかく全て出す。市にある、保管してあるものを全て出すと。これをやらなければ、百条委員会は進みませんよ。逆に、議会のこの百条委員会を全く無視していると、議会無視だというふうになるんですよ。それ以前に、これに対して請求を拒否したという場合は、今度は罰則規定が市長に出てくるということになるんですが、そこら辺の認識はあるんですか。ですから、資料は直ちに出してくださいよ。答えてください。

○市長（宮嶋 謙君）

この緊急質問でお答えした内容は事実でございますが、その後、取り下げられましたので、市からご提供する内容は既にございません。

○設楽健夫委員

それ、先ほども話をさせていただきましたけれども、私文書偽造、これを作る、もう一つはそれを行使する、2つのジャンルに分けられると。行使するということについては取り下げられたんで、これは

問うことが難しい、あるいはできない。ただ、私文書を偽造した、このことについては、百条委員会は、今回のこの委員会で私文書偽造という、あつてはならないことが実際起きていたということに対して明らかにしていく必要があると。

そういう意味では、田代さんの資料を、重要な記載がありますけれども、中段の上かな。市民の思いが詰まった「要望書」に対して、ここまで目くじらを立てられるのか理解できませんと。これから先、市民は誰も要望等はしてはいけないのでしょうか。こういう記載がある。これは、私はこういう私文書偽造だとかそういう形での要望はいけないんですよということを市民に明らかにしていかなければならない、これ以降。そういうことが問われているんですよ。田代さんもそういうふうには今は、署名一般がもう拒否されているんじゃないかというふうに取り上げられるような内容もあるけれども、それは違うと。私文書偽造そのものが緊急質問等で明らかになってね、こういうことは、やはり是正されなければならない。そこが是正されれば、市民の署名活動だとかそういうものは正々堂々、あるいは議員の人たちも、本人が署名するんですよという形で進めていく、本来の姿に戻っていくことができる。そういうことをやはりかすみがうら市における市政だとか市議会は、求めていかなければならないんじゃないかと、そういう意味で、この私文書を作るということに対して、今、市長は間違いがないというふうに話されたわけですから、少なくともこの資料4の、①、②、③については、やはりエビデンスを提出して、検証、控えは先ほどあるという回答はいただいているので、控えはあるんですよ。

それで、この点についての、エビデンスは、やはり提出していく必要があるんじゃないかと。そして、私文書偽造がどういう形で行われているのか、そういうことを解明していく必要がある。これは重要なことだと思います。これ以降、市政が明るい市政になっていくためには、通らなくてはならない道かもしれないですね。提出をお願いします。

○佐藤文雄委員

かなり、執行部がかたくなな姿勢なんですよ。設楽委員が言ったのは本当にまともだと思うんですよ。今から署名活動をやる人が、こういう問題で取り下げたらいいとか何とかって問題になっちゃうわけですね。やはり署名を提出して、市民一人一人の請求権や陳情、そういうことを保障していくためには、偽造はあつてはならないということを知らせるということが必要なんで、そこを理解しないと、今後の市政運営に大きな汚点を残すということになるんですよ。そういう理解をしなければいけないと思うんですね。

ただ、今、すぐ答えられないような状況なんで、一旦ここで、この問題はもう一度再考をしていただいて、この問題でまたもう1回、結果を出してもらって、もう一度開くと。

あと、ほかのことについて進めましょうよ。そうしないと時間ばかり食っちゃって。ほかのところだけ、進められるだけ進めて、次回はこの問題について集中審議をするということにしたほうがいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○櫻井健一委員

すみません、知識がないもので、弁護士がせっかくいらっしゃるので、お聞きしたいことがあるんですけども。

[「暫時休憩じゃなきゃ発言権がない」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

そうなんですか。今、この緊急質問しましたよね。ここでこのエビデンスが出せないというようなことになっていると思うんですけども、この中で久松議員の名前を出して、久松議員がこの偽造を行った議員じゃないのかというような文書が入っていますよね。それが証明できないということは、久松議

員はすごく名誉的に傷ついていると思うんですけども、これは、今、私文書偽造というお話のことが証明できないときには、この久松議員の名誉のほうのお話というのはどういう扱いになるのかなというのが知りたいんですけども。

○矢口龍人委員長

それで、佐藤委員からのお話もありましたとおり、取りあえず執行部に関しましては、ここで一応、一旦終了ということにして、また次の会議のときに議論をしたいなというふうに思っています。

○小倉 博委員

最初に弁護士に質問させていただいて、事の発端は市長の意見を聞く、左右される可能性があるということを知ったんですけども、被害届も何も出ていない状態で、先ほど市長が言いました、取り下げられた文書がなくなっちゃった時点で、今回のこの百条委員会の立ち上げというのは市長からの発案じゃなかったんですよ。

[「違うよ。何言っているんだよ」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員

聞いてくださいよ。私文書偽造という言葉だけに先走っていますけれども、首長を呼んで、この地方自治法で言う事務に関わる百条委員会ということなんですけれども、市長が原告でない限り、今度、私たちの中で進めていくんですけども、そういう関係でいうと、先ほど言いました久松議員の名誉、市長としてどのように進めていくのかだけ確認してから次に進んでいただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

聞いている内容が理解できないんですけども、何ですか、もう一度お願いします。分かりやすく説明していただけますか。

○小倉 博委員

今回の、市長の言う、一応取り下げた文書に関しましては、最初はお出しなと、そういうことを聞いたんですけども、執行部として、やはりこの百条委員会に対して提訴をしたのか。定例会のとき、議員の中から百条委員会設置ということが出たんですけども、改めてまた私は反対の立場で、賛成できなかったんですけども、改めてこの百条委員会については、先ほど言いましたように根本的に考え直してほしいと思います。

○矢口龍人委員長

誰に聞いているんですか、これ。内容がよく分からないんですけども、百条委員会を発議したのは私です。私が発議したんです。それで議決したんです。それで、何か問題ありますか。何か問題があるんですか、その発言は。

○小倉 博委員

ないです。

○矢口龍人委員長

あなたは反対したんでしょう。あなたもこの署名運動に関わっているんじゃないんですか。大丈夫ですか、その辺は。

暫時休憩します。

[午前11時19分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前11時20分]

○佐藤文雄委員

5月23日に田代代表が来て受け付けたときには、副市長だったんですね。そのときにどういうことを

副市長は話をしたのか、それに対して簡単に、どういうふうな話をしたのかお聞きします。

○副市長（飯塚一政君）

当日、田代代表が複合交流拠点施設整備を当初の計画どおり進めることを求める要望書をお持ちになりました。その中でお話をさせていただいたのは、具体的に当初の計画どおりというよりは、場所が筑波ハウス跡地というのが神立駅から非常に近いということもあって、将来の市の発展を担うということを考えてときに非常に重要な土地だよね、というお話をさせていただきました。それは全く同感で、この計画どおり進めるかどうかということも含めて、市の在り方を考えていく上で極めて重要だという、そういうふうな意見交換をさせていただいた記憶がございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

要望書に、当初の計画どおり取得した用地に複合交流拠点整備を求めると。これは、市長が、久松議員が一般質問を何回かやっていたと思うんですが、5月23日に受け付けたときに物すごい内容が書いていますよね、この求める要望書の中に。かなり長い文書なんですよ。この長い文書については、具体的に田代代表にはお聞きしませんでしたか。

○副市長（飯塚一政君）

ここに記載されている個別具体の話については、一々意見交換をするということではなく、将来の市の発展について、この2.8ヘクタールの土地がどういうふうな活用がいいのかという、そういう大きなお話をさせていただいております。

○佐藤文雄委員

あと、6月6日の受付で、これは宮嶋謙市長に489名を出していましたよね。そこに一人一人への文書郵送ではなく、代表者である私への文書による回答、または云々かんぬんって書いてあります。そのときに市長は代表者とお会いしたんでしょうか。

○市長（宮嶋 謙君）

会っておりません。

○佐藤文雄委員

会わないで署名だけ受け付けただけですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

追加分につきましては、田代さんが秘書広報課のほうにお見えになりまして、私のほうでお受けしたということでございます。

○佐藤文雄委員

加藤秘書広報課長が受け取った。そのときのやり取りは全くしなかったということですか。

私は、気になっているのは、一人一人への文書郵送ではなく、代表である私への文書による回答云々とうろ書いてあると思うんですよ。この中身まで見ましたか。そして、これについて田代さんは、この回答を求めたんでしょうか。これは全く何も話をしないで受け付けただけですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

内容につきましては、田代さんのほうからホームページに載せてもらいたいという話がございます、内部で検討させていただき、こういう要望書があって、こういう内容で回答したというのをホームページのほうに掲載してございます。

○佐藤文雄委員

いや、私が今質問したのは、このときに、6月6日に、こういう一人一人の文書が郵送ではなくて、

こういう問題のやり取りは全くしなかったのかって言っているんですよ。全くやり取りはしないで、ただこの要望に基づいてホームページにアップしましたということなんですか。やり取りは全くない。ただ署名簿を受け付けたというだけなんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

窓口に来られたときに、田代さんのほうからホームページに載せてくれないかというような話がございましたので、検討しますという内容でお答えをしました。

以上です。

○佐藤文雄委員

いや、だから、何も話をしなかったんですね。そのホームページの問題だけで、この文書の中については何も話もしていないよと。ホームページにぜひ載せてくれと言われたんで、はい、分かりましたと言っただけね。その確認ですよ。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

そのとおりでございます。

○櫻井健一委員

今、署名の件なんですけれども、本市では署名が来た場合には、通常はホームページ等には載せるということはしていないんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

していないかと思えます。

○櫻井繁行副委員長

確認ですけれども、当初、4,732名の署名が集まって、追加で6月6日、489名、計5,221名、この方々全てに回答書を郵送しているのか。また、予算をどれだけ支出をしたのか詳しく教えてください。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

まず、回答書を送っている方については、当初、要望書を書いていた方にお送りしています。

○櫻井繁行副委員長

数字も教えてください。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

人数的には、当初が4,732名ですが、私どもで確認をしたところ、二重記載とか、住所が分からないとか、氏名が分からないとか、そういう方がいらっしゃいましたので、そういう方を除いて4,591名の方に郵送してございます。経費ですが、郵送料、それから用紙代、コピー代を含めて約39万円ほど支出してございます。

以上です。

○櫻井繁行副委員長

これは追加分の489名に対して回答書を送らなかったのは、何か理由があるんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

田代様のほうから、個別ではなくホームページに載せてくれというお話がございましたので、追加分については個別の郵送はしてございません。

○櫻井繁行副委員長

分かりました。

あともう1点、回答書を作成というのは、秘書広報課のほうで行っているんですか。その人件費とかってというのは、余分な経費というのはかかっていないんですかね。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

作成については秘書広報課のほうで作成をしてございます。通常、要望書の内容によって、その担当する課が受付なりをするんですが、今回は市長に対する要望ということでございましたので、秘書広報課のほうで作成をしております。

また、郵送料については、総務課のほうの郵送料を使用してございます。

残業は、私を含めての管理職ですので、残業代というのは発生してございません。

○矢口龍人委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、次に移りたいと思います。

資料3ですか、何かございますか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、次に移らせていただきます。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。 [午前11時32分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時32分]

次に、（2）次回委員会での証人喚問（参考人招致）についてを議題といたします。

暫時休憩といたします。 [午前11時32分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前11時47分]

証人喚問と参考人招致は取りあえず見送りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにしたいと思います。

次に、（3）提出を求める記録についてを議題といたします。

○櫻井繁行副委員長

これは百条委員会、再三話題に上がっていて、設楽委員のほうもおっしゃっていただきましたが、資料4、このまず53名の記載をしていただいた方、これは執行部のほう、市側に請求をしていく義務があるのかなと思います。

また続けて、田代代表のほうにも署名の請求を求めていく、そのダブルスタンダードで一度いけばいいのではないかと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

ありがとうございます。

そのようにしたいというふうに思いますけれども、ほかにご意見ございますか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、以上のようにしたいと思います。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

次回を大体いつ頃にするかというめどだけは出しておかなきゃいけないかなと思うんですが。

○矢口龍人委員長

その件は後でお話しさせていただきます。

それでは、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関する久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する特別委員会を散会といたします。

それでは、ここで委員の皆様申し上げます。

次回の本委員会につきましては、9月5日から第3回定例会が開会となるため、定例会終了後の開催としたいと思います。追って各委員にご連絡をさせていただきます。

以上でございます。ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時49分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢口 龍人